

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案要綱

第一 戦没者等の遺族に対する援護の措置

平成十七年四月一日における戦没者等の遺族であつて、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面四〇万円、一〇年償還の国債を支給すること。

第二 施行期日（附則第一条関係）

この法律は、平成十七年四月一日から施行すること。